

# 家庭から出る剪定枝などの受け入れ開始

令和8年4月1日から、ご家庭から出た剪定枝などの受け入れを始めます。焼却や不法投棄の防止、資源の有効活用のため、ルールを守ってご利用ください。

- ▶ **対象となる剪定枝など**  
宇美町内のご家庭から発生した剪定枝葉、樹木、竹、根株・木幹、草
- ▶ **搬入受付窓口** 宇美町役場 環境課（※申請受付時間は8:30～15:30まで）  
（土日祝、お盆、年末年始の受付は行っておりません。）
- ▶ **搬入場所** 宇美町衛生センター（最終処分場）
- ▶ **所在地** 宇美町ゆりが丘3丁目2番2号
- ▶ **搬入日時** 月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ▶ **利用料金**  
搬入には、粗大ごみシール(1枚500円)が必要となります。  
○2トン車未満の車両：1枚 ○2トン車以上4トン車未満の車両：2枚
- ▶ **注意事項**
  - ・事業者による搬入は受け付けできません。
  - ・少量で、もえるごみの袋に入る場合は、もえるごみの収集日に出してください。
  - ・草と木(枝)は、分別して降ろしてください。(剪定枝は、2m以下に短く切ってください。)
  - ・土は必ず落としてから搬入してください。
  - ・ごみ袋などに入れて持ち込んだ場合は、その場で袋から出していただき、袋はお持ち帰りください。



▲草の搬入例

問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

# 野焼きは法律で禁止されています

最近風の強い日が多く、少量のごみの焼却でも火災につながる危険性があります。町内でも1月に落ち葉の焼却が原因とみられる火災が発生しました。また、野焼きによる煙や臭いについて、近隣住民から多くの苦情が寄せられています。

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により、一部の例外を除き禁止されており、違反した場合には**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科**という厳しい罰則が設けられています。

また、農業など例外的に認められる場合でも近隣住民から苦情が寄せられた場合は指導の対象となり、焼却を中止していただくこともあります。風向きや時間帯、量など周囲への環境に十分配慮してください。

## ▶野焼きの例外

廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条	具体的な事例
国または地方公共団体が施設管理を行うため必要なもの	河川敷の草焼き、道路側(のり面)の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの	災害時の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの	正月の「しめ縄、門松など」を焚「どんと焼き」などの行事
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの	焼き畑、あぜの草および下枝の焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなど

問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



## 宇美町消防団出初式

1月11日(日)に、宇美中学校体育館にて宇美町消防団出初式が行われました。消防団出初式は、消防関係者の団結力と士気の高揚を図り、また、住民の皆さんにも防火・防災活動への理解を深めていただく仕事始めの行事として、毎年行われています。

出初式では、小隊ごとの観閲、永年勤続団員表彰などが行われました。また、宇美町消防団伝統技術保存会と分団長会による消防太鼓・纏振り・梯子乗りが披露され、息の合った素晴らしい演技が披露されました。

## 春の火災予防運動実施

3月1日(日)～7日(土)の間、春の火災予防運動が実施されます。期間中は、消防団が地域の火災予防のため巡回を実施します。

また、初日と最終日はサイレンを鳴らし火災予防の啓発を行います。

町内において、個人宅の敷地や駐車場内に、たばこの吸い殻が捨てられているとの情報が寄せられています。吸い殻のポイ捨ては、火災発生の恐れがある危険な行為であり、周辺の生活環境にも悪影響を及ぼす可能性があります。喫煙される人は吸い殻を必ず持ち帰る、携帯灰皿を使用するなど、ルールとマナーの徹底をお願いします。



問 地域コミュニティ課 危機管理係 ☎933-5500 FAX934-2275

# 軽自動車・バイクなどの廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日時点の登録に基づいて課税されます。

すでに他人に譲ったり、盗難にあたりして所有していない場合は、3月末までに廃車手続きをしてください。手続きが行われないと、翌年度以降も課税されますので、ご注意ください。

なお、軽自動車税は月割りの制度がないため、4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度の税金は、**全額納めていただきます。**

手続きは以下のとおり、車種ごとに届出先が異なります。

125cc以下のバイク、小型特殊自動車 宇美町役場 税務課 ☎934-2242

125cc超のバイク 九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078

軽自動車 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750

問 税務課 町民税係 ☎934-2242 FAX933-7512(代)